

◆第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県の教育の振興のための施策を定める基本的な計画であり、知事が定める「教育に関する大綱」の行動計画である。

3 計画の期間 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

◆第2章 教育を取り巻く社会の状況

- 1 少子高齢化の進行、県外への人口流出
- 2 急速な技術革新
- 3 グローバル化の進展（在県外国人の増加）
- 4 家庭環境や地域社会の変化（三世代世帯の減少、地域コミュニティの衰退）
- 5 国の教育改革の動向（学習指導要領の改訂、高大接続改革）

◆第3章 福井県が目指す教育の姿

1 基本理念

一人一人の個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり
～ 子どもたちの「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進 ～

少子高齢化やグローバル化など社会の状況が激しく変化中、子どもたちが将来、夢や希望を実現し、地域の担い手として活躍するためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるだけでなく、一人一人が個性を發揮し自らの可能性に挑戦し、一人では解決が困難な課題についても、多様な人々と協働しながら乗り越えていく力を育成することが不可欠である。

そこで、ふくいの風土に根付いた教育文化のよいところは次世代へ継承しつつ、教員が教え込むのではなく、子ども自身の個性に気づかせ、それを伸ばしていくような「引き出す教育」や、好奇心や探究心を持って学びを自ら進んで「楽しむ教育」を、地域や家庭などとの幅広い連携・協働のもとで推進する。

2 目指す人間像

- (1) 自らの個性を發揮し、人生を切り拓くために挑戦し続ける人
- (2) 多様な人々の存在を認め、協働して新たな価値を生み出す人
- (3) ふるさとや自然を愛し、いつでもどこにいても社会や地域に貢献する人

3 基本的な方針

今後5年間（令和2～6年度）に取り組む教育施策の8つの基本的な方針を示す。

- (1) 学ぶ喜びを知り、自ら進んで学ぶ意欲と力の育成
- (2) 適性や興味関心に応じた文化芸術活動・スポーツ活動の促進
- (3) 豊かな心、健やかな体の育成
- (4) 国際的な視野に立ち、自らの考えを発信する力の育成
- (5) 特性や心情に配慮し、誰もが安心して学べる教育環境の整備
- (6) ふるさとを愛する心と社会に貢献する志の育成
- (7) 生涯にわたる学びの支援
- (8) 地域・家庭・学校が手を取り合い、子どもの成長を社会全体で支える環境の整備

◆第4章 今後5年間に取り組む施策

（次頁）

◆第5章 計画の推進と進行管理

- 本計画に関する広報を行うとともに、県民の意見や要望等を把握
- 市町や大学、産業界などと連携・協力し、効果的・効率的に施策を実施
- 毎年度、施策の効果や課題等を点検・評価し、次年度以降の施策に反映

第4章 今後5年間に取り組む施策（1/10）

方針1 学ぶ喜びを知り、自ら進んで学ぶ意欲と力の育成

<主な施策>

1 幼児教育の推進

① 幼児教育支援センターによる幼児教育の質の向上

- 市町幼児教育アドバイザーを養成するとともに、自市町で実施する研修の企画・運営を支援するための研修を実施
- 園内リーダーを養成するとともに、園内研修の計画・実施を支援するための研修を実施
- 県の幼児教育アドバイザーが園を訪問し、園内研修や人材育成を支援
- 県内大学と連携し、保育者を対象とした専門研修や、養成課程に在籍する学生に対する講義を実施
- 新 自然体験活動プログラムの作成・提供や環境アドバイザーの活用により、園における自然体験活動を促進

② 幼児教育と小学校教育との接続の推進

- 保育者や小学校教員を対象とした接続講座の開催
- 小学校区ごとに園と小学校が協力し、「接続推進計画」と「スタートカリキュラム」（小学校入学当初の教育課程）を作成

③ 子育て支援の充実

- 保護者懇談会や就学時健診等の機会を活用し、保護者に対して、家庭教育アドバイザーによる出前講座を実施（後掲）
- 接続カリキュラムに関する保護者向けパンフレットの作成（後掲）
- 新 家庭教育の重要性を保護者に発信するため、保育者や小学校教員を対象とした家庭教育支援講座を開催（後掲）

2 確かな学力の育成

(1) 基礎・基本の定着

① 学力調査を活用した授業改善

- 国や県の学力調査の分析結果に基づく授業改善のための研修や、指導主事による学校訪問を充実
- 新 県の学力調査について、採点業務の軽減と分析期間の短縮化を図り、分析結果を速やかに授業改善に活用

② 読解力の育成

- 新 基礎的な読解力（リーディング・スキル）を育成する指導方法を研究するとともに、全ての教科の学習の基礎である語彙（ごい）を体系的に習得するための教材を開発
- 学校図書館を活用した授業や朝読書、家庭読書などを推進（後掲）
- 国語の授業を中心に、漢字の読み書きや言葉の美しさ、リズムを体感させる音読や暗唱の推進
- NIE教育研究会と連携し、新聞を活用した授業や公開授業、研修会を推進（後掲）

③ ICTを活用した授業改善

- 新 県立高校において、個別最適化学習や探究学習等を効果的に実施するためのタブレット端末を配備
- 新 県立学校における高速・大容量の通信ネットワークの整備を検討
- 新 AI教材等のデジタル教材を活用し、一人一人の能力や特性に応じた学習を支援（後掲）
- 新 授業におけるICTの効果的な活用を支援する体制を整備するとともに、デジタル教科書の活用を推進
- 県立特別支援学校において、タブレット端末等のICT機器を活用し、学習上および学校生活上の困難を軽減（後掲）

④ 学級編制基準の見直し

- 拡 小学校の学級編制基準を見直し、小学5・6年生において少人数学級をさらに推進（小学5・6年生：36人→35人）
- 拡 中学校の学級編制基準を見直すことにより（中学1年生：30人→32人）、担任以外の教員配置を拡充し、習熟度別指導などを充実

(2) 活用する力の育成

① 探究的な学習の推進

- 小・中学校において、児童生徒が地域の人々と共に地域の課題を改善し、発信する企画提案型の体験学習を推進（後掲）
- SSH校（スーパーサイエンスハイスクール）やモデル校において、探究的な学習を実践するとともに、その成果を他の高校においても活用
- 授業力向上リーダーを中心とした校内研修会を充実
- 新 探究アドバイザーとして県内大学教員が高校に出向き、指導を行うことで、生徒の探究する力を育成するとともに、大学の魅力を知る機会を充実（後掲）

② 論理的思考力、情報活用能力の育成

- NIE教育研究会と連携し、新聞を活用した授業や公開授業、研修会を推進（再掲）
- インターネット等を活用し、レポートの作成や互いの考えを伝え合う活動などを充実
- 新 県立学校において、タブレット端末を活用し、動画制作などの表現活動を充実
- 小学校教員を対象としたプログラミング教育に関する研修会の実施
- 新 小学生を対象とした、高校生によるプログラミング教室の実施

(3) 学習意欲の向上

① 理科・数学教育の推進

- 小学校に理科の免許を持つ教員を配置し、教科担任制の充実を図るとともに、観察・実験活動の支援を行う退職教員の配置を推進
- 「ふくい理数グランプリ」を開催するとともに、数学オリンピックや物理オリンピックなど、全国大会への参加を促進
- 教員や生徒を対象として、SSH校で蓄積した取組みの成果を普及させるためのワークショップ等を開催
- 教育総合研究所の「サイエンスラボ」において、動画教材の作成・配信や、宇宙開発に関する最先端の研究者による実践的な指導・助言を実施
- 理科教育設備や県立高校職業系学科における実習用設備など、教育用設備の計画的な整備を推進（後掲）
- 新 職業系高校において、AIやIoTなどの最新技術を学び活用するカリキュラムを充実（後掲）
- 新 職業系高校において、地元企業の技術者を特別教員に招き最新の技能を学ぶ授業を実施（後掲）

② 高大連携型の授業の充実

- 東京大学や京都大学との高大連携プログラム（「グローバルサイエンスキャンパス」）の取組みを強化
- 県内外の大学教員が高校に出向き、学問発見講座を開催（後掲）
- 新 探究アドバイザーとして県内大学教員が高校に出向き、指導を行うことで、生徒の探究する力を育成するとともに、大学の魅力を知る機会を充実（再掲）

第4章 今後5年間に取り組む施策（2/10）

方針1 学ぶ喜びを知り、自ら進んで学ぶ意欲と力の育成

<主な施策>

③ ICTを活用した協働型・双方向型の授業の充実

- 拡 ・タブレット端末等のICT機器を活用し、意見・回答を即時に共有することなどにより、効果的な協働型の授業を充実
- 拡 ・遠隔授業・研修システムを活用し、学校間の合同授業や、博物館・美術館・大学・民間の専門家との双方向型の授業を充実（後掲）

3 魅力ある県立学校づくりの推進

① 普通科系高校の活性化・特色化

- 新 ・普通科系高校において、環境問題等の課題を生徒自ら設定し、国内外の高校生と共に主体的に探究する授業や、学びを深めるための教科横断型授業の導入等、校長のリーダーシップに基づく魅力ある学校づくりを支援
- 新 ・退職教員やICT機器の活用等による、夜間まで学習可能な自習室における少人数指導など、生徒の自学自習環境を充実
- 新 ・各校の特色となる部活動の精選・強化、複数校合同による実施
- 新 ・普通科系高校において、各校の多様な学力層に応じた進学指導体制の充実

② 職業系高校の活性化・特色化

- 新 ・地元産業界と連携し、学科間を横断した各校オンリーワンの魅力ある取組みを充実（後掲）
- 新 ・農業高校と工業高校が協働で商品開発を行うなど、学校間を横断した取組みを充実（後掲）
- 新 ・AIやIoTなどの最新技術を学び活用するカリキュラムを充実（再掲）
- 新 ・地元企業の技術者を特別教員に招き最新の技能を学ぶ授業を実施（再掲）

③ 県立高校の活性化・特色化

- 新 ・各学校の実態に応じて現行の授業時数を見直し、補習や地域連携活動など、独自の取組みを推進
- 新 ・県立高校特色選抜入試において、各学校の特性に応じた種目を追加
- 新 ・AI教材等のデジタル教材を活用し、一人一人の能力や特性に応じた学びを支援（再掲）
- 新 ・中高授業改善交流会を実施し、指導内容や指導方法に係る研究を通じて中学校と高校の連携を促進

④ 大学入試改革への対応

- ・教員対象の新入試対応指導研修会を実施し、生徒が自分の力で考えをまとめたり、根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を育成・評価できる指導力を育成
- ・大学入試改革に対応するため、各高校において、授業研究会や受験対策講座などを計画的に実施

⑤ 教育環境の整備

- ・長寿命化改修と併せて、総合的に校内環境を向上
- ・理科教育設備や県立高校職業系学科の実習用設備など、教育用設備の計画的な整備を推進（再掲）
- 新 ・県外・遠方から学生を受け入れる高校の寮の整備や民家の活用等を検討

4 私学教育の振興

① 私立学校運営に対する支援

- ・学校経営の健全化を図るための運営費を支援
- ・私立高校を対象に、教育改革や学校ブランド向上など特色ある学校づくりに向けた意欲的な取組みを支援
- ・私立高校を対象に、学力やスポーツ・芸術分野における活躍に応じて支援を実施
- ・私立高校を対象に、県外からの生徒の受入れや地元進学・地元就職に向けた取組みを支援
- ・児童生徒の安全を確保するため、学校施設の耐震化を促進

方針1 学ぶ喜びを知り、自ら進んで学ぶ意欲と力の育成

② 私立学校の保護者負担の軽減

- 拡 ・授業料などの経済的負担を軽減するための支援を拡充

方針2 適性や興味関心に応じた文化芸術活動・スポーツ活動の促進

<主な施策>

1 文化芸術活動の充実

① 学校教育における文化芸術活動の充実

- ・授業や文化部活動に外部指導者を派遣し、鑑賞指導や実技指導を受ける機会を提供（弦楽、合唱、吹奏楽、美術、書道、演劇）
- 拡 ・大型楽器の購入や合同練習会への講師派遣など、吹奏楽推進校の取組みを吹奏楽部のある他の中学・高校へ拡大
- ・演奏発表会や美術作品展等の文化芸術活動の成果を発表する機会を提供し、参加生徒や学校間の交流を促進
- 拡 ・図画工作や美術の授業などにおいて、本県の伝統文化を体験する機会を実施（越前荒土、日本画など）

② 文化施設を活用した文化芸術の振興

- ・学芸員等による出前授業や講演等のアウトリーチ活動の充実
- ・県立音楽堂において、全ての小学5年生がオーケストラを鑑賞
- 新 ・県立音楽堂を活用し、小・中・高校生の希望者に対して、音楽堂主催の公演に無償で参加できる鑑賞の機会を提供
- ・学校単位の鑑賞を原則無料とし、文化施設の利用を推進
- ・文化施設において、子どもたちが楽しめる展示の工夫や、親子を対象としたワークショップなどを企画

③ 放課後子どもクラブを活用した体験活動の機会の提供

- 新 ・放課後子どもクラブにおいて、エネルギー環境教育体験や座禅、紙漉（す）きなど、嶺南・嶺北を交流する本県ならではの体験活動を充実（後掲）

2 トップアスリートの養成

(1) 選手を育成・強化する体制づくり

① 有望選手の確保

- 拡 ・小・中学生の競技特性に沿った体験会の開催による有望選手の発掘や、トップアスリートを目指す子どもを対象とした育成プログラムの提供
- 拡 ・新たに創設した県立高校特色選抜入試により有望選手の進学を後押し
- ・県外の有望選手の受入れを促進するため、生活面をサポート
- ・「スポジョブふくい」を継続し、有力選手の県内就職を支援
- 拡 ・県外の出身大学で本県の魅力発信を行うスポジョブ選手を支援
- ・県外在住の本県ゆかりの有力選手を「ふるさと選手」として国体への出場を促進し、将来のUターンに誘導

② 有望選手の強化

- 拡 ・中学生の時から県選抜チームを結成し、定期的な練習会や強化遠征・合宿を実施
- 拡 ・有望選手を「チームふくい」強化指定選手に認定し、強豪相手との実戦練習等による強化を推進するとともに、オリンピック出場を目指す選手の活動を支援

第4章 今後5年間に取り組む施策（3/10）

方針2 適性や興味関心に応じた文化芸術活動・スポーツ活動の促進

<主な施策>

③ 地域や企業との連携によるスポーツ環境の整備

- 拡 **・国体で継続的に上位入賞を目指すため、体操やボート、ホッケーに続く、地域に根差した新たなお家芸競技の育成**
- 新 **・企業から支援を受けて自立・強化を目指すクラブチームに対し、選手確保等を支援**
- 新 **・トップアスリートを継続的に輩出できる競技を重点的に支援**
- 新 **・福井ゆかりのトップアスリートなどが、オリンピックにチャレンジする期間の雇用を支援**
- ・県や市町の体育施設や企業が所有するスポーツ施設などを活用し、一年を通して国体選手の練習会場を確保

(2) 指導者の育成と確保

① スポーツ指導者の育成と確保

- ・スーパーアドバイザーとして中央競技団体等から優秀な指導者を定期的に招き、実戦指導や講習会等を開催
- ・少年・成年選手合同の「チームふくい」合宿の促進など、国体選手が少年選手を直接指導できる環境を整備
- ・国体で活躍した選手による指導者ライセンスの取得や強豪チームにおける研修を支援
- 拡 **・公認スポーツ指導者や国体成年選手を運動部活動に活用（後掲）**

② スポーツ医・科学のサポートの充実

- ・「福井県スポーツ医科学センター」において、選手カルテによる健康管理やケガの防止、治療の支援、適切なトレーニングプログラムを提供
- ・強化合宿や練習会、大会等にメンタルトレーナー等のスポーツ医・科学の専門家を派遣
- ・競技団体に専属のアスレティックトレーナー等を配置
- ・食に関する指導を行う栄養士等を強化合宿等へ派遣
- ・「福井県女性アスリート・ルナコントロールプロジェクト」を立ち上げ、女性アスリートの体調管理を支援
- ・アンチ・ドーピング研修会の開催や、競技団体に専属のファーマシスト（薬剤師）を配置

方針3 豊かな心、健やかな体の育成

<主な施策>

1 豊かな心の育成

(1) 道徳教育の推進

- ・道徳科の指導方法や評価の課題を踏まえた授業改善を図り、「考え、議論する道徳」を実現
- ・親子で学ぶ道徳講座など、保護者が主体的・積極的に参加できる取組みを推進（後掲）
- ・中学・高校において、映像資料や読み物資料、「ふるさと福井の先人100人」を活用し、先人の生き方や考え方を学ぶ授業を推進（後掲）

(2) 人権教育の推進

- ・管理職を対象とした研修を開催し、学校全体で人権教育を推進
- ・実践事例を収集した指導資料「人権教育の手引き」を改訂し、初任者研修や校内研修等で活用
- ・LGBTなどの今日的な人権課題について、教職員の理解を深め、指導内容や指導方法の工夫・改善を推進
- ・映像資料（アニメ「めぐみ」）等を活用し、拉致問題に関する理解を促進
- ・情報モラル等の指導を中心となって行う教職員の育成
- ・同和問題（部落問題）の実態や差別解消に向けた取組みについて、行政、企業、学校および各種団体の担当者を対象に研修を実施

方針3 豊かな心、健やかな体の育成

- ・認知症サポーター養成講座をはじめ、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育を実施
- ・警察等の関係機関と連携しつつ、「ふくいスマートルール」推進運動を継続し、適正なインターネット利用に向けた取組みを推進（後掲）
- ・NIE教育研究会と連携し、新聞を活用した授業や公開授業、研修会を推進（再掲）

(3) 読書活動の充実

① 学校、児童館および放課後児童クラブ等における読書活動の推進

- ・「第3次福井県子どもの読書活動推進計画」に基づき、県と市町が連携して子どもの読書活動を推進
- 拡 **・ペア読書や校内ビブリオバトル等、児童生徒が読書の感想を共有する取組みを推進**
- 拡 **・児童館や放課後児童クラブ等への読み聞かせ訪問等の拡充（後掲）**
- ・学校図書館を活用した授業や朝読書、家庭読書などを推進（再掲）
- ・高校生を対象としたビブリオバトルを開催
- 拡 **・音声と共に文字や画像が表示される録音図書（マルチメディアDAISY図書）等、一人一人の子どもにふさわしい読書環境を提供**
- ・教員や図書館司書が薦める図書を選定し、クラスで全員が同じ本を読めるよう県立図書館から学校に巡回

② 県立図書館における読書活動の推進

- 新 **・小・中学生を対象としたジュニア司書養成講座の開催（後掲）**
- 新 **・所蔵する郷土資料のデジタル化を進め、高校生の探究学習における活用を促進（後掲）**
- ・文学賞受賞作や県内で開催される行事、時事テーマ等の関連本を紹介する企画を実施
- 新 **・学校司書や子ども読書ボランティアに対して、スキルアップ講座や学校図書館活用講座を開催**

③ 地域・家庭における読書活動の推進

- 新 **・県内図書館員や教員などで発達段階に応じた推奨図書をジャンルごとに選定し、県内の図書館・書店等にコーナーを設置**
- ・保護者等に対して、読み聞かせや読書に係る啓発活動を実施

④ 幼児教育における読書活動の推進

- 新 **・幼児教育支援センターと連携し、保育者を対象とした、絵本の選び方や読み方を学ぶ研修を開催**

2 健やかな体の育成

(1) 学校体育の充実

① 体育の授業改善の推進

- ・「全国学校体育研究会福井大会（2020年度）」の開催を契機として、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を推進
- ・学校体育実技指導者講習会により、体育担当教員の指導力を向上

② 児童生徒の体力向上策の充実

- ・各学校において、「福井県体力テスト」の結果を基に「体力づくり推進計画書」を作成
- ・各学校において、体育の授業以外で運動に親しめるよう「アクティブワン運動」を実施
- ・体育の授業における外部指導者の活用を拡大
- ・体育の授業にトップアスリートを派遣

第4章 今後5年間に取り組む施策（4/10）

方針3 豊かな心、健やかな体の育成

<主な施策>

（2）地域の協力を得た運動部活動の推進

① 地域の協力を得た運動部活動の推進

- 拡** ・公認スポーツ指導者や国体成年選手を運動部活動に派遣（再掲）
・地域スポーツ指導者研修会等を開催し、指導者の資質を向上
新 ・市町教育委員会や中学校体育連盟・高等学校体育連盟と連携し、運動部活動の在り方の検討を促進

② 令和3（2021）年度全国高等学校総合体育大会の開催

- ・高校生に広くスポーツ実践の機会を与えると同時に、高校生が準備・運営に主体的に携わる大会を実施

（3）健康教育・食育の推進

① 地域や家庭と連携した健康教育の推進

- ・健康課題の解決に向けた学校保健委員会の開催等、学校・家庭・地域の専門機関等の連携の仕組みを構築し、基本的な生活習慣の確立に向けた取組みを推進するとともに、学校の教育活動全体を通じた体系的な健康教育を充実

② がん教育の推進

- 新** ・「福井県版がん教育教材」および外部講師リストの作成

③ 食育の推進

- ・給食の時間や各教科等において、本県独自の食育教材「ふくいこども食育チャレンジ」を活用した、栄養教諭を中核とする食育を通し、食に関する正しい知識の習得および望ましい食習慣を確立
・生産者等との交流を通して食文化への理解を深め、ふるさとを誇りに思う心を醸成
・栄養教諭と児童生徒が協力して考案した学校給食メニューを競うコンテストの実施
・「学校における食物アレルギー対応の手引」を踏まえ、事故情報を共有し、迅速に対応するための校内および関係機関との体制づくりを促進

④ 地場産給食の推進

- ・地場産食材を使用した和食給食の提供

方針4 国際的な視野に立ち、自らの考えを発信する力の育成

<主な施策>

1 グローバル化に対応できる人材の育成

（1）国際理解教育の推進

- ・高校生を英語圏や中国に派遣する海外語学研修、海外友好提携都市の学生との交流・共同学習を実施
・給付型の奨学金「きぼう応援海外留学奨学金」など、高校生が留学しやすい環境を整えるとともに、ホームステイ先の確保など、外国からの留学生等の受入れを推進
新 ・本県に海外大学生を招き、県内高校生と交流する高校生グローバルキャンプを実施
新 ・児童生徒がALTと交流する機会を増やすとともに、ALTがSNS等で福井のよさや文化を発信する機会を充実させるため、ALTに祭りなどの地域行事等の情報を提供
・高校において、遠隔授業・研修システムを活用し、海外の生徒との地域課題の解決に向けた探究的な学習を充実

（2）外国語によるコミュニケーション能力の向上

- ・本県独自の教材「福English」や「WORD ORDER DRILLS」の活用
・小学校・中学校・高校において、修学旅行等でふるさと福井を英語で発信したり、県内で外国人への観光ガイドをしたりする取組みを実施
・高校生を対象とした英語ディベート大会を開催
・英語ディベート大会、中国語スピーチコンテストの全国大会への参加を支援
拡 ・小学校において英語の教科担任制を導入
・中学校・高校にALTを配置し、ティーム・ティーチングを推進するとともに、中学校ALTによる小学校訪問を実施
新 ・高校において、ICT機器を活用し、スピーキングを含む英語4技能を学習する環境を提供
・英検などの外部検定試験の受験に係る負担を軽減するとともに、結果データを活用した授業改善を推進
新 ・ICT機器等の活用やALTとのスピーキングテストの充実により、中学生のスピーキング力を向上
新 ・高校入試におけるスピーキングテストの導入について、他県の状況や課題等を踏まえて検討

方針5 特性や心情に配慮し、誰もが安心して学べる教育環境の整備

<主な施策>

1 特別支援教育の推進

① 就学前から卒業後までの切れ目ない一貫した指導・支援の充実

- ・早期支援を行うため、幼稚園、保育所、認定こども園において、専門機関や特別支援学校が協力して、就学先も含めた個別の支援計画を作成
・特別支援学校や特別支援教育センターなどによる巡回相談等を通して、支援計画の活用を促進し、校種間の情報の引継ぎを円滑化
・発達障がい児者支援センターにおいて、相談支援や就労支援等を実施

② 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の充実

- ・児童生徒の実態に応じ、教科指導や日常生活など通常学級と特別支援学級との交流を促進
・特別支援学校、小・中学校、地域との間のスポーツや文化芸術活動を通じた交流を進め、相互理解を促進
・児童生徒や教職員の障がいに関する理解啓発を図るため、出前授業や遠隔授業・研修システムを活用した事前学習、教職員を対象とした研修を実施

方針5 特性や心情に配慮し、誰もが安心して学べる教育環境の整備

<主な施策>

③ 特別支援学校における特別支援教育の充実

- ・県立特別支援学校において、タブレット端末等のICT機器を活用（拡大教科書、音声教材等）し、学習上および学校生活上の困難を軽減（再掲）
- 新 ・年間を通じた野菜・果樹の栽培・収穫など、校内外における農業体験実習を拡大し、農業分野における生徒の新たなキャリア形成を支援
- 新 ・生徒の就労先として非製造業が増加していることを踏まえ、喫茶サービス等の分野で技能検定を導入するとともに、作業学習を見直し、生徒の職業スキルを向上
- ・「就労サポーター企業」や業界団体、ハローワーク等と連携し、職場見学、技術指導、実習や雇用の受け入れ先を拡充
- ・企業実習のサポートを充実させ、地元企業への就労を促進するとともに、企業に就職した卒業生に対して定期的な企業訪問などのアフターフォローを実施し、職場定着・離職防止を推進

④ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- ・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（医療的ケア児）の状態やケアの内容等に応じて看護職員を配置
- ・医療的ケア児の支援について、看護職員や教員を対象とした研修や主治医等による巡回指導、ガイドラインの策定により、実施体制を強化

⑤ 幼稚園、小・中学校、高校における特別支援教育の充実

- ・学級担任の専門性を高める研修や、特別支援教育センター等や特別支援学校による巡回相談等を通して、各校の支援体制を強化
- ・高校における通級による指導について、実践事例を共有するとともに、研修を通して通級指導担当教員の専門性を向上
- ・若手教員を中心に小・中学校と特別支援学校における人事交流を推進
- ・特別支援学校の新採用教員を小・中学校の特別支援学級に配置
- ・ICT機器や遠隔授業・研修システムの活用などにより、病気療養児に対する学習支援を実施
- ・保育カウンセラーが幼稚園等を巡回し、保育者や保護者に助言を実施

⑥ 教員の専門性の向上

- 新 ・特別支援学校において、医療・福祉・ICT関連等の外部人材を活用し、専門的な研修を充実
- ・特別支援教育センター等による校内研修の支援や、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施
- ・特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させるため、認定講習を継続的に実施（後掲）

2 いじめ・不登校対策の充実

(1) いじめ対策の充実

- ・「福井県いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめの未然防止、早期発見、事案対処について組織的に対応
- ・面談やアンケート等の実施を通して、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりを推進（後掲）
- 新 ・小・中学校を対象とした、弁護士等によるいじめ予防授業の実施
- ・警察等の関係機関と連携しつつ、「ふくいスマートルール」推進運動を継続し、適正なインターネット利用に向けた取組みを推進（再掲）
- ・全国共通の「24時間子供SOSダイヤル」や教育総合研究所の「24時間電話相談」等の周知を徹底（後掲）
- 新 ・SNS等を活用した相談窓口を長期休業明け前後に開設（後掲）

- 新 ・教育総合研究所において、幼、小・中学校の教職員を対象としたポジティブ教育の研修や各学校における実践を促進（後掲）
- 新 ・学校からの相談に対し、スクールロイヤー等が助言する法務相談体制の構築を検討（後掲）

(2) 教育相談体制の充実

- 新 ・スクールカウンセラーを全ての小・中学校に週1回以上配置するとともに、定時制高校に加え、全日制高校における教育相談体制を充実
- 新 ・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、地域や関係機関と連携した家庭環境への働きかけを強化（後掲）
- ・学級運営指導書「通うのが楽しい学級づくり」を活用し、教員の教育相談に関するスキルの向上を図るとともに、各学校における教育相談の中心的役割を担う教員を養成
- ・面談やアンケート等の実施を通して、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりを推進（再掲）
- 新 ・困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等の対処法を身に付けさせるため、SOSの出し方に関する教育を全ての小・中・高校で実施
- ・全国共通の「24時間子供SOSダイヤル」や教育総合研究所の「24時間電話相談」等の周知を徹底（再掲）
- ・教育総合研究所において、人間関係や子育ての悩み等の児童生徒や保護者からの相談に、面談、電話、メールなどの幅広いツールで対応
- 新 ・SNS等を活用した相談窓口を長期休業明け前後に開設（再掲）
- 新 ・学校からの相談に対し、スクールロイヤー等が助言する法務相談体制の構築を検討（再掲）
- ・児童虐待の防止等を図るため、教育総合研究所において教育相談ネットワーク会議を開催するなど、児童相談所や警察等との連携を強化

(3) 不登校・高校中途退学の防止

① 不登校対策の推進

- 新 ・児童生徒の意識調査を実施し、授業や学校行事の見直しを促進
- 新 ・教育総合研究所において、幼、小・中学校の教職員を対象としたポジティブ教育の研修や各学校における実践を促進（再掲）
- ・不登校対策指針に基づき、欠席の初期段階から教職員間で情報を共有するとともに、累計5日以上欠席した児童生徒には「個人状況・学校対応状況シート」等を活用し、組織的・計画的に対応
- ・教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等の民間施設・団体と連携し、不登校支援に関する情報を共有・発信
- 新 ・ICT機器を活用し、教育支援センターや自宅における児童生徒の学習を支援
- 新 ・教育支援センターにおける児童生徒の学習を支援
- 新 ・長期間欠席の児童生徒の家庭に支援員を派遣し、学校復帰や社会的自立を支援するために学習支援や面談等を実施
- 新 ・教育総合研究所に「自立支援センター」を設置し、不登校高校生への居場所の提供や学習支援を実施

② 高校中途退学防止対策の推進

- ・定時制高校において、学校外で受講した単位を卒業単位として認定するなど、単位制の特性を生かした取組みを実施
- ・未就職で高校を卒業した若者や高校中途退学者等に対して、ハローワークや「ふくい若者サポートステーション」などの関係機関・団体と連携し、職業的自立に向けた支援を実施
- ・中学生が高校の特色について理解し、目的意識をもって適切に学校を選択できるよう、体験入学や学校説明会を実施

第4章 今後5年間に取り組む施策（6/10）

方針5 特性や心情に配慮し、誰もが安心して学べる教育環境の整備

<主な施策>

3 外国人児童生徒等に対する教育環境の整備

- 新 ・外国人児童生徒の学校生活への早期適応や、保護者のPTA活動等への参加の促進を図るため、必要な支援員等の配置を支援
- 新 ・多言語翻訳機の導入を支援
- 新 ・（独）教職員支援機構が作成する通信型研修を活用し、日本語能力が十分でない児童生徒への指導法に係る研修を実施
- 新 ・全日制県立高校において、外国人生徒や帰国子女を対象とした特別入試枠を設置するとともに、支援員を配置するなど受入れ体制を充実
- ・全日制県立高校の入試において、外国人生徒や帰国子女に配慮し、学力検査の科目数を削減
- 新 ・国際交流協会において、外国人に初級の日本語を教えるボランティアを養成する講座を各地区で開催
- ・国際交流協会において、外国人のための初級日本語講座を開催し、会話、文法、語彙などを体系的に学ぶ機会を提供
- 新 ・教員採用試験において、ポルトガル語等の検定資格を持つ受験生に対する加点制度を導入（後掲）
- ・定時制県立高校において、ポルトガル語の会話例文集を活用するとともに、生徒の状況に応じて、通訳や支援員の配置を検討
- ・県内大学と連携し、ポルトガル語の習得と異文化理解を目指したポルトガル語入門講座への教員の参加を促進

4 学習機会の確保

(1) 小規模校における教育の充実

① へき地・複式教育等における教育の充実

- 新 ・AI教材等を活用し、へき地・複式校や小規模校の指導方法を工夫・改善
- 新 ・遠隔授業・研修システムを活用し、学校間の合同授業や、博物館・美術館・大学・民間の専門家との双方向型の授業の充実（再掲）

② 公立小・中学校の適正規模・適正配置の推進

- ・統合予定の小・中学校に対する教職員の増配置を実施
- ・統廃合が行われた場合の遠距離通学に対する補助を実施

(2) 経済的に困難な子どもへの支援

- ・就学に係る経済的支援について、児童生徒や保護者等へ積極的に周知し、制度の適切な運用と効果的な活用を推進
- ・本県独自の取組みとして、学業やスポーツ等で優秀な成績を有しながらも経済的に困窮している生徒を対象に、福井県さぼろ支援奨学金を実施

方針6 ふるさとを愛する心と社会に貢献する志の育成

<主な施策>

1 ふるさと教育の推進

① 体験活動の充実

- ・特別活動や総合的な学習の時間において、発達段階に応じた自然体験や職場体験活動、ボランティアに関わる体験活動の推進
- 新 ・放課後子どもクラブにおいて、エネルギー環境教育体験や座禅、紙漉（す）きなど、嶺南・嶺北を交流する本県ならではの体験活動を充実（再掲）
- ・生産者との交流による農林水産業の体験活動を支援
- ・里山里海湖に触れ親しむため、「福井ふるさと学びの森・海湖」において、自然観察や里山体験などのプログラムを提供

② ふるさと福井を学ぶ機会の充実

- 新 ・児童生徒を対象に、公民館や子ども会などが行うふるさと教育の推進を検討
- ・小・中学校において、児童生徒が地域の人々と共に地域の課題を改善し、発信する企画提案型の体験学習を推進（再掲）
- ・モデル校において、地域課題を発見・解決する探究的な学習を実践するとともに、その成果を他の高校においても活用
- ・郷土の歴史や偉人の足跡をたどる、地域で活躍する大人と触れ合う、地域の伝統芸能や祭りに参加するなど、地域や学校の実態に応じた体験活動を推進（後掲）
- 新 ・小学校において、「キャリア・パスポート（仮称）」の対象を1～3年生にも拡大（後掲）
- ・中学・高校において、映像資料や読み物資料、「ふるさと福井の先人100人」を活用し、郷土を知り、郷土に学ぶ授業を推進（一部再掲）
- ・古典文学をはじめ、日本語の美しい響きを楽しむ教材「古典・名文音読集」の活用を推進
- ・「私のしあわせライフプラン」を授業において活用し、本県の暮らし・魅力・仕事・結婚・子育てなどに関する学習を推進（後掲）
- 新 ・小・中学校がふるさと教育の取組みをまとめたリーフレットを作成するとともに、その学習成果や地域の伝統文化を発表し、児童生徒が交流する場として「福井ふるさと教育フェスタ」を開催
- ・こども歴史文化館において、福井ゆかりの偉人や先人を、教科書の内容と関連させながら学習する機会を提供
- 新 ・ふるさとへの愛着を育てるため、小・中学校で職員や文化財保護行政OB、教員OBによる文化財出前授業を開催（後掲）
- ・文化財保護指導委員によるパトロールに合わせて、小・中学生を対象とした「集え歴史好き、文化財たんけん隊（仮称）」を開催（後掲）
- ・NIE教育研究会と連携し、新聞を活用した授業や公開授業、研修会を推進（再掲）
- ・中学生郷土新聞コンクールを活用し、地域の歴史や文化、地理的な特色等を生かした産業、まちづくりなどをテーマにした探究的な学習を推進（後掲）
- ・教育博物館において、福井の教育を発信するとともに、学校資料を保存・活用し、未来の教育遺産として継承
- ・校外学習における里山里海湖体験活動の指導者用教材「学校教育プログラム」を活用
- ・里山里海湖研究所の研究員等による出前講座の開催

第4章 今後5年間に取り組む施策（7/10）

方針6 ふるさとを愛する心と社会に貢献する志の育成

<主な施策>

2 地域や社会を担う人材の育成

(1) キャリア教育の推進

- 拡 ・小学校から高校を通じて、自らの学習状況等を記述し、振り返ることができる教材「キャリア・パスポート（仮称）」の対象を小学1～3年生にも拡大（再掲）
- ・「私のしあわせライフプラン」を授業において活用し、本県の暮らし・魅力・仕事・結婚・子育てなどに関する学習を推進（再掲）
- ・本県ゆかりの企業経営者等を「ふるさと先生」として招き、特別授業を各高校で実施
- 新 ・**県立高校において、様々な企業等から講師を招いたキャリア講座を開催するとともに、遠隔授業・研修システムを活用し全校に配信**
- ・県内外の大学教員が高校に出向き、大学で学ぶ学問の楽しさを発信する、学問発見講座を開催（再掲）
- 新 ・探究アドバイザーとして県内大学教員が高校に出向き、指導を行うことで、生徒の探究する力を育成するとともに、大学の魅力を知る機会を充実（再掲）
- ・普通科系高校1年生を対象に、県内企業の魅力を知る機会として県内企業訪問を実施
- 新 ・**経済界と協力し、教員が企業のマネジメントや人材育成方法を学ぶ機会を充実（後掲）**
- 新 ・経済界と協力し、地域ごとに学校教育を支援する企業のリストを作成し、将来のキャリアを考える授業への参加実施や企業説明会の開催を促進
- ・高校2年生に優れた技術を有する県内企業を紹介する冊子（「『実は福井』の技」）を配布し、県内就職を促進

(2) 産業教育の推進

① 職業系学科共通の取組みの推進

- ・地元産業界と連携し、学科間を横断した各校オンリーワンの魅力ある取組みを充実（再掲）
- ・農業高校と工業高校が協働で商品開発を行うなど、学校間を横断した取組みを充実（再掲）
- 新 ・**AIやIoTなどの最新技術を学び活用するカリキュラムを充実（再掲）**
- 新 ・**地元企業の技術者を特別教員に招き最新の技能を学ぶ授業を実施（再掲）**
- 拡 ・教員の外部研修の機会拡充により、最新の知識・技術を生徒に還元
- 新 ・**令和5（2023）年開催の「全国産業教育フェア」の開催に向けた「ふくい産業教育フェア」の拡充**
- ・技能五輪などに出場できるスペシャリストを育成するため、県内の高度な技術を有する人材によるスキルアップのための実習を実施
- ・専門分野の難関資格取得を促進する福井フューチャーマイスター制度により、将来の福井の産業を担う人材を育成
- ・各校の理科教育設備や、県立学校職業系学科の実習用設備など、必要な教育用設備の計画的な整備、充実（再掲）

② 農業・水産教育の推進

- 新 ・**農業高校と県立大学創造農学科が連携し、授業・実習・研究活動を実施**
- 新 ・企業や大学と連携し、AIやIoTを活用する最新スマート農業や漁業を体験的に学ぶ機会を充実
- 新 ・**企業連携による新商品の開発やGAP・HACCPによる食の安全性を高める仕組みを学び、6次産業化の学習を充実**

③ 工業教育の推進

- 新 ・企業の技術者を招聘し、AIやビッグデータなど最先端技術に関する知識を学び、実技指導を行う実習を展開
- 新 ・地域産業を支えるリーダーを育成するため、地元企業や大学と連携し、IoTやロボティクスなど先進的な知識や技術を活用してものづくりを行う課題研究を実施

④ 商業教育の推進

- 新 ・観光学習において、AIやIoTを活用した事例を外部講師から学び、高校生の視点から地域活性化プランを提案する授業を実施
- 新 ・地元企業と連携し、商品開発を実践的に学ぶ機会を拡充するとともに、販売実習において電子マネー決済等の最新の消費者行動を理解する教育を推進

⑤ 家庭、福祉教育の推進

- ・地元企業と連携し、地域食材を活用した食品開発や献立作成を行い、販売促進や周知啓発活動を促進
- ・共生社会の一員としての意識を高め、ボランティア活動を実践する教育の推進
- ・各学校において、介護に関する訪問説明会や介護職場体験等を実施

(3) 主権者教育等の充実

① 主権者教育の推進

- ・高校において、選挙管理委員会事務局等と協力し、講習会や模擬投票、開票体験を実施
- ・小学6年生および中学3年生を対象として、租税教育の副読本を作成・配付し、租税の意義や役割の理解、将来にわたる納税意識を向上

② 新聞を活用した時事学習の充実

- ・NIE教育研究会と連携し、新聞を活用した授業や公開授業、研修会を推進（再掲）
- ・中学生郷土新聞コンクールを活用し、地域の歴史や文化、地理的な特色等を生かした産業、まちづくりなどをテーマにした探究的な学習を推進（再掲）

③ 消費者教育の推進

- ・学校において、消費生活センターによる出前講座を開催するとともに、消費者教育用教材を作成・配付

④ 持続可能な開発目標（SDGs）の実現を目指した教育の推進

- ・小・中学校の社会科や理科などにおいて、地球規模の課題を自らの問題として捉えるESDの視点を取り入れた学習活動を実施することにより、SDGsについて考える機会を促進

⑤ エネルギー環境教育の推進

- ・持続可能な社会の実現を目指し、外部人材の活用等により、地域の特性を生かしたエネルギー環境教育を推進
- ・放射線を含む環境やエネルギーに関する副読本を授業で効果的に活用
- 新 ・放課後子どもクラブにおいて、エネルギー環境教育体験や座禅、紙漉（す）きなど、嶺南・嶺北を交流する本県ならではの体験活動を充実（再掲）

第4章 今後5年間に取り組む施策（8/10）

方針6 ふるさとを愛する心と社会に貢献する志の育成

<主な施策>

3 文化財の保存・継承

① 文化財の周知と文化財保護への意識醸成

- 拡 **・ふるさとへの愛着を育てるため、小・中学校で職員や文化財保護行政OB、教員OBによる文化財出前授業を開催（再掲）**
- 拡 **・地域の文化財の魅力を住民に伝えるため、公民館等において、職員や文化財保護行政OBによる文化財講座を開催**
- ・歴史博物館等において、特別展や学芸員の講座などを開催するとともに、SNS等を活用し、その魅力をタイムリーに発信**
- ・ホームページなどを通して、歴史的建造物や伝統行事等の魅力を発信し、誘客を推進**

② 文化財の保存・活用の推進

- ・県内の新たな観光振興・地域づくりに文化財を活用するため、その核となる文化財の国指定等を推進**
- 拡 **・指定文化財の修理箇所を早期に発見し、小規模な修理で済ませるため、文化財保護指導委員の配置を進め、文化財パトロール制度を拡充**
- 新 **・文化財保護指導委員によるパトロールに合わせて、小・中学生を対象とした「集え歴史好き、文化財たんけん隊（仮称）」を開催（再掲）**
- 新 **・ふるさとについて学ぶ社会科や総合的な学習の時間で活用できるように、「福井の文化財」ホームページに伝統芸能の動画を掲載するなど内容を充実**
- 新 **・文化財の保存状況をデータベース化し、ホームページ等で発信**

③ 一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称）の開館

- ・遺跡の価値と魅力を発信し、来訪者が楽しみながら学べる「一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称）」を整備・開館**

④ 日本遺産の活用

- ・日本遺産の認定を受けた県内の文化財についてを活用して、情報発信や人材育成などを行い、地域の活性化を促進**

⑤ ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ・国指定無形文化財や無形民俗文化財のユネスコ無形文化遺産登録を目指し、国への働きかけを促進**

方針7 生涯にわたる学びの支援

- 拡 **・「生涯学習情報ネットワークシステム」（愛称：まなびいネットふくい）に加え、新たにSNSによる情報提供を充実**
- 拡 **・関係機関と連携し、県立学校の開放講座や県民活動・ボランティアセンター等の情報を効果的に発信**

② 指導者の養成

- ・生涯学習センターにおいて、社会教育や生涯学習に携わる職員を対象とした研修を実施**

(2) 社会教育の振興

① 社会教育の振興

- 拡 **・市町や福井県公民館連合会と連携し、公民館活動や「公民館運営審議会」等に青年を取り込んでいる事例を基に、地域活動への若者の取り込みを促進**
- 新 **・市町社会教育行政関係者による社会教育士の資格取得を促進するため、県内で資格取得の機会を提供**

② 公民館に対する学習機会と情報提供の充実

- 拡 **・地域課題について市町担当者と対応を協議する本県主催の市町社会教育担当者会議を、新たに公民館職員を含めて開催**

③ 青少年教育施設における体験の充実

- 新 **・青少年教育施設において、体験プログラムの魅力向上等を図るため、高校生や大学生等によるプログラムの企画・運営への参画を促進**

(3) 県立図書館等の機能充実

- ・利用者のニーズに対応した資料・情報の充実や、専門性の高い図書館司書の育成を進め、関係機関と協力し、横断的なサービスを提供**
- 新 **・小・中学生を対象としたジュニア司書養成講座の開催（再掲）**
- ・県民の関心が高い医療健康情報について、専門的な資料の整備や他機関と連携した企画等の実施**
- 新 **・所蔵する郷土資料のデジタル化を進め、高校生の探究学習における活用を促進（再掲）**
- 新 **・文書館HP「デジタルアーカイブ福井」に県や市町の文化施設が個々に所有しているデジタルデータを集約し、本県全体のデータベースとして情報を発信**
- ・福井ゆかりの作家の資料収集・整理・保存、調査研究の充実、福井ゆかりの文学を身近に感じてもらうような魅力ある企画展示の実施、子どもから大人まで文学や創作活動に気軽に触れてもらえるような講演会・講座など、教育普及活動を推進**
- 新 **・福井ゆかりの文学に関連する絵画や書作品などの芸術分野の展示を取り入れ、文学に興味のある県民に加え、多様な県民の来館を促進**
- 新 **・県外の文学館による企画展の資料を借用した展示を実施し、様々な文学・作家にまつわる資料を間近に見る機会を提供**
- ・「白川文字学の室」の活用など、幅広い世代が白川文字学について学ぶ場を提供**
- 拡 **・本県に関する資料を網羅的に収集・保存するとともに、調べ方案内等のレファレンスツールを充実**
- 拡 **・図書館、文書館、文学館三館が収集・保存に取り組んできた所蔵資料を積極的に活用し、歴史や文化について調べる企画などを実施**

方針7 生涯にわたる学びの支援

<主な施策>

1 生涯学習環境の充実

(1) 生涯学習の振興

① 学習機会と情報提供の充実

- 拡 **・嶺南地域を含め全ての県民が生涯学習センターの講座を受講できるよう、録画した講座を若狭図書学習センター等で視聴できる環境の整備**
- 新 **・先進技術や伝統技術に直に触れたい、体験したいという県民のニーズを踏まえ、福井の魅力を伝える「ふくいカUP! 講座（仮称）」を開催**

第4章 今後5年間に取り組む施策（9/10）

方針8 地域・家庭・学校が手を取り合い、子どもの成長を社会全体で支える環境の整備

<主な施策>

1 学校における働き方改革の推進

① 教員が子どもと向き合う時間の確保

- ・「福井県学校業務改善方針」に基づき、市町教育委員会等と連携し、持続可能な学校運営体制の整備や教員の意識改革を推進
- ・校長のリーダーシップの下、タイムカードやICTの活用等による勤務時間の客観的な把握・集計を行うなど、勤務時間管理を推進
- ・退庁時刻の設定（遅くとも小学校は19時、中学・高校は20時）や、ノー残業デーの設定により、早期退庁を推進
- ・長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定し、休暇取得を促進
- ・勤務形態に合わせて勤務時間をシフトし、勤務時間内に早朝や夕方の活動を実施
- ・旅費を口座振り込みにして、事務職員の負担を軽減
- ・**1年単位の变形労働時間制の導入について検討**
- ・**平日の授業時間の削減と夏季休業の短縮について検討**
- ・**教職員を対象とした研修や学校に対する調査について精査し、内容および回数を見直し**
- ・学校業務の精選と見直しを行うとともに、学校運営支援員や部活動指導員の配置など外部人材を活用
- ・学校事務の共同実施や校務支援システムの導入を促進し、校務を効率化
- ・部活動数を教員数のおおむね2分の1とし、複数で指導ができるようにして部活動指導の負担を軽減
- ・**学校からの相談に対し、スクールロイヤー等が助言する法務相談体制の構築を検討**（再掲）
- ・教材データの共有を促進することにより、教員（特に若手教員）の教材研究の負担軽減
- ・欠席連絡の手段を従来の電話から保護者の携帯等からのメール送信に変更することにより、朝の業務の煩雑さを解消
- ・大会、校外学習時の引率業務を簡略化することによる教員の負担軽減
- ・PTA活動の内容、回数等を吟味して学校・保護者ともに負担軽減
- ・紙媒体のデータ化やアンケートの集計等について、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用し、教職員の負担を軽減

② 教職員の健康管理

- ・教職員の健康診断後の精密検査の受診に係る指導を徹底するとともに、人間ドックの受診を推進
- ・メンタル不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、集団分析結果の活用を図るとともに、メンタルヘルスセミナーを開催
- ・メンタルケア相談員を設置し、個別相談や休職者の職場復帰を支援
- ・精神疾患による休職者が復帰するときに、8週間の復職支援プログラムの実施を推奨
- ・教育総合研究所において、初任者研修時に個人面談を実施し、校務や授業づくりの悩みについて早期に対応（後掲）
- ・長時間超過勤務職員に対する医師の面接指導の対象者が拡大されたことに伴い、所属長による業務改善指導や健康管理医による面接指導を実施

2 教職員の資質・能力の向上

(1) 優れた教職員の確保

- ・県外大学等進学者や県外教員のU・Iターンなどを促進
- ・大学進学予定の高校生に、教員免許取得を推奨するチラシを配布
- ・県内外の大学生や大学に進学する高校生を対象に、本県の教育の特長や教職の魅力伝えるセミナーを開催
- ・**学ぶ喜びを感じる授業を実践する教員を紹介するリーフレットの作成など、本県の教職の魅力県内外に発信する活動を強化**
- ・授業名人の公開講座を大学生・大学院生にも公開
- ・退職教員の再任用を促進するとともに、「再任用校長」制度の設置を検討
- ・介護等を理由に退職した教員が復職できるための再採用制度の検討

- 新 ・教員採用試験において、ポルトガル語等の検定資格をもつ受験生に対する加点制度を導入（再掲）
- ・教員の世代交代を念頭に置いた初任者の配置や、教育水準の向上に向けた広域・異校種間異動を進め、各学校における教職員構成を適正化
- 新 ・**若手でリーダーシップのある教員を管理職に昇任させるため、管理職試験の受験年齢の制限を見直し**

(2) 教員研修等の充実

① 教員研修の充実

- ・教職経験に応じて実施する基本研修を中心に、本県の教育課題や最新の教育動向等に対応した実践的指導力の向上を図る研修を充実
- ・教育総合研究所において、初任者研修時に個人面談を実施し、校務や授業づくりの悩みについて早期に対応（再掲）
- ・教育総合研究所において、若手教員の指導力向上を図るため、遠隔授業・研修システムを用いた模擬授業等を配信
- ・地元経済界と連携して、若手教員が県内企業を知るための研修を実施するとともに、各地域の企業等と学校が連携する機会を充実
- ・通信型研修や遠隔型研修への移行や集合型研修の精選、「研修履歴システム」の活用により、効率的な受講を促進
- ・免許状更新講習の実施や教職大学院への教員派遣など、県内大学と教育委員会の連携を図る取組みを推進
- ・NIE教育研究会と連携し、新聞を活用した授業や公開授業、研修会を推進（再掲）
- ・特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させるため、認定講習を継続的に実施（再掲）
- ・福井大学連合教職大学院への教職員派遣を促進
- ・教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化を図るため、適切な教職員評価を行い、学校運営に反映
- ・全国の先進校の校長経験者などを招聘した研修を実施
- ・教職員による体罰・暴言等の不適切な言動や指導を予防するとともに、ハラスメント等の教職員による不祥事の根絶を図るため、定期的な研修を実施するほか、市町教育委員会との指導体制を連携・強化

② 教員の研究活動への支援

- ・教員の自主的な研究活動を支援し、校内の研究活動の活性化を図るとともに、校種や教科の枠を超えた教員同士の連携を促進
- 新 ・**子どもの力を引き出す授業や学びを楽しむ授業を実践する教員の活動を支援**
- 新 ・経済界と協力し、教員が企業のマネジメントや人材育成方法を学ぶ機会を充実（再掲）

3 地域・家庭の教育力の向上

(1) 学校と地域の連携・協働の推進

① 学校を核とした地域コミュニティの構築

- ・全公立学校において、家庭・地域・学校協議会を有効に活用し、家庭や地域との連携・協力による教育活動を充実
- ・郷土の歴史や偉人の足跡をたどる、地域で活躍する大人と触れ合う、地域の伝統芸能や祭りに参加するなど、地域や学校の実態に応じた体験活動を推進（再掲）
- ・小・中学校において、児童生徒が地域の人々と共に地域の課題を改善し、発信する企画提案型の体験学習を推進（再掲）
- ・地域コーディネーターの家庭・地域・学校協議会への参加を促進

第4章 今後5年間に取り組む施策（10/10）

方針8 地域・家庭・学校が手を取り合い、子どもの成長を社会全体で支える環境の整備

<主な施策>

② 地域を活用した教育活動の充実

- ・小学校と学校生活ボランティアが連携し、学習支援や登下校の安全確保、読み聞かせなど、保護者や地域住民によるボランティア活動を推進
- 拡 ・運動部活動における外部指導者の活用を拡大（再掲）

(2) 家庭教育支援の充実

① 保護者に対する学習機会の提供

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」など、生活習慣の改善・定着に向けた家庭教育の重要性を啓発するリーフレット等を作成・配付
- ・家庭教育推進番組「ぶらり子育てしゃべり隊プラス!」を利用し、家庭教育や相談体制の情報を提供
- ・保護者が、子どもの強みや意欲を引き出したり、読書の楽しさを伝えたりすることができるよう、PTAによる保護者向けの研修や啓発活動等を支援
- ・親子で学ぶ道徳講座など、保護者が主体的・積極的に参加できる取組みを推進（再掲）
- ・幼稚園等において、童謡や唱歌を通して親子のふれあいを促進する「童謡で伝える会」を実施
- ・警察等の関係機関と連携しつつ、「ふくいスマートルール」推進運動を継続し、適正なインターネット利用に向けた取組みを推進（再掲）
- ・保護者懇談会や就学時健診等の機会を活用し、保護者に対して、家庭教育アドバイザーによる出前講座を開催（再掲）
- 新 ・接続カリキュラムに関する保護者向けパンフレットの作成（再掲）
- 新 ・**家庭教育の重要性を保護者に発信するため、保育者や小学校教員を対象とした家庭教育支援講座を開催（再掲）**

② 家庭教育相談体制の整備

- ・教育総合研究所において、「家庭教育相談・応援サイト」を活用し、情報を発信するとともに、教育相談センターの職員による相談対応を実施
- 新 ・地域に根差した「家庭教育支援チーム」の活動を促進し、子育て中の保護者に対するアウトリーチ型の支援を推進
- 拡 ・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、地域や関係機関と連携した家庭環境への働きかけを強化（再掲）

③ 放課後児童クラブ等への支援

- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置を進めるとともに、両事業の連携による放課後の安全・安心な居場所づくりを推進
- ・放課後児童支援員の専門資格を取得するための認定研修を実施
- ・放課後子ども教室に携わるコーディネーターや放課後児童クラブ支援員等の資質向上や情報交換を行う研修を実施
- 新 ・放課後子どもクラブにおいて、エネルギー環境教育体験や座禅、紙漉（す）きなど、嶺南・嶺北を交流する本県ならではの体験活動を充実（再掲）
- ・児童館や放課後児童クラブ等への読み聞かせ訪問等の拡充（再掲）

4 安全・安心な学校づくり

(1) 学校施設の整備・充実

- ・県立学校施設の法定点検、日常点検等を実施し、施設の状態を把握
- ・「県立学校施設の長寿命化計画」を踏まえ、学校再編に伴う施設整備、経年劣化の回復や水道・電気・ガス管等ライフラインの更新等に併せて、建物の機能や性能を向上させる工事を実施
- ・県立学校において、洋式トイレ、多目的トイレ、スロープ、エレベーター等の設置を計画的に実施
- ・県立高校への空調設備整備に係る計画の策定と整備に向けた調整
- ・特別支援学校の幼児児童生徒数増に伴う施設の狭隘化の解消のほか、障がいの重度・重複化や教育内容・方法の変化に対応した施設整備を推進
- 新 ・**生徒数が減少する中、県立学校の魅力を高め、選ばれる県立学校にするため、新たな校舎の在り方を検討**
- ・市町における「学校施設の長寿命化計画」の策定や、これに基づく非構造部材の耐震対策や老朽化対策、バリアフリー化の推進を支援

(2) 学校安全の推進

① 防犯・交通安全教育の推進

- ・全ての学校において、危機管理マニュアルの作成や見直しを促進
- ・教職員を対象に防犯教育の専門家による防犯教室講習会を開催
- ・防犯（不審者対策）訓練を定期的実施
- ・子どもの発達段階に応じた自転車の安全利用や安全に行動する力を身につける交通安全教室を実施するとともに、体系的な研修会により教職員等の指導力を向上
- ・地域や家庭、警察、道路管理者等と連携し、通学路の安全点検や見守り活動の定期的な実施を促進するとともに、交通事故危険箇所や不審者に関する情報を共有
- ・警察や道路管理者、地域住民などの関係者と意見交換・調整を行う「地域の連携の場」等を活用し、地域のボランティア団体などによる見守り活動を円滑に実施

② 防災教育の推進

- ・学校の立地条件に即した学校防災計画の見直し等を促進し、地域や家庭と連携した避難訓練の実施や防災体制を充実
- ・各学校の危機管理マニュアルについて、毎年点検・見直しを行うよう指導するとともに、全ての教職員が共通理解を図り、訓練等を行うよう啓発
- ・避難訓練や情報伝達訓練等を実施する際、地域の防災士等の専門的な指導者を派遣